

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成30年11月21日

水曜日

第4428号

目次

告示

- 道路の区域変更 1
- 道路の供用開始 2
- 小矢部川水系岸渡川に係る洪水浸水想定区域等の指定 3
- 小矢部川水系横江宮川等に係る洪水浸水想定区域等の指定

公告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 4
- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 6

告示

富山県告示第476号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年11月21日

富山県知事 石井 隆一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記 号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 北羽入善線	下新川郡朝日町大家庄 810番8から 下新川郡朝日町大家庄 379番まで	変更前		最大 17.0 最小 7.3	49.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡朝日町大家庄 810番6から 下新川郡朝日町大家庄 379番まで	変更後		最大 27.9 最小 7.3	49.0	

県道 高岡やぶなみ 停車場線	高岡市羽広一丁目 486番 2から	変更前	最大 33.2 最小 26.0	10.9	高岡土木 センター
	高岡市羽広一丁目 486番 2まで	変更後	最大 26.0 最小 26.0	10.9	
県道 高岡羽咋線	高岡市国吉1273番2から	変更前	最大 15.1 最小 9.5	272.3	高岡土木 センター
	高岡市国吉3152番まで	変更後	最大 31.1 最小 11.1	272.3	
県道 小矢部伏木港 線	高岡市八口 219番3から	変更前	最大 15.1 最小 9.5	272.3	高岡土木 センター
	高岡市国吉3121番まで	変更後	最大 31.1 最小 11.1	272.3	

富山県告示第477号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年11月21日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
----------------	-----	---------	------

県道 高岡羽咋線	高岡市国吉1273番2から 高岡市国吉3152番まで	平成30年11月21日	高岡土木 センター
-------------	-------------------------------	-------------	--------------

富山県告示第478号

小矢部川水系岸渡川に係る洪水浸水想定区域等の指定について

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項の規定により、小矢部川水系岸渡川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を別紙関係図面のとおり指定したので、同条第3項の規定により公表する。

「別紙関係図面」は省略し、当該図面を富山県土木部河川課及び富山県高岡土木センターに備え置いて縦覧に供する。

なお、平成18年11月27日付け富山県告示第653号のうち、小矢部川水系岸渡川の浸水区域の指定は、廃止する。

平成30年11月21日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第479号

小矢部川水系横江宮川等に係る洪水浸水想定区域等の指定について

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項の規定により、小矢部川水系横江宮川、子撫川及び渋江川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を別紙関係図面のとおり指定したので、同条第3項の規定により公表する。

「別紙関係図面」は省略し、当該図面を富山県土木部河川課及び富山県高岡土木センター小矢部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成18年11月27日付け富山県告示第654号は、廃止する。

平成30年11月21日

富山県知事 石 井 隆 一

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年11月21日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス小杉駅店 射水市三ヶ2595-3 ほか8筆

2 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階 代表取締役 横山 英昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階 代表取締役 横山 英昭

4 変更の日 平成30年6月1日

5 変更の理由 建物設置者及び小売業者の代表者が変わったため

- 6 届出の日 平成30年11月12日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 平成30年11月21日から平成31年3月22日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2)(1)の事項の公表の可否
- (3)当該店舗の名称及び所在地
- (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年11月21日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス上小泉店 滑川市上小泉39番1 ほか6筆

2 店舗を設置する者 株式会社コスモス薬品

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階 代表取締役 宇野 正晃

（変更後）株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階 代表取締役 横山 英昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階 代表取締役 宇野 正晃

(変更後) 株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階 代表取締役 横山 英昭

4 変更の日 平成30年6月1日

5 変更の理由 建物設置者及び小売業者の代表者が変わったため

6 届出の日 平成30年11月12日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成30年11月21日から平成31年3月22日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで
きる。

(1)氏名及び住所(法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名) (2)(1)の事
項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による特定非
営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同
法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年11月21日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあつた年月日

平成30年10月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わくわく小矢部

3 代表者の氏名

松岡 和子

4 主たる事務所の所在地

富山県小矢部市新富町 4 番 1 号

5 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児、児童、障がい者（児）及び高齢者等に対して、在宅福祉サービス、生きがい活動、生活支援に関する事業等を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

